

最高裁秘書第4576号

平成29年11月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

4月20日付け（同月24日受付，最高裁秘書第1915号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習資金貸与制の対象となった新65期ないし70期に対して，どのような救済措置を講ずべきかについて最高裁が検討した際に作成した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

